

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年7月12日（金） 午後1時28分～午後3時14分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 山宮委員長、大東副委員長、齋藤（智）、相澤、木内、野村 各委員
- 4 傍聴議員 なし
- 5 傍聴者 読売新聞社記者 1名
- 6 説明者 武井都市建設部長、松井都市計画課長、関上下水道経営課長、山口経済部長、星野農林課長、地野観光交流課長
- 7 事務局 武井局長、倉澤副主幹
- 8 議 事
 - （1）都市建設部各課の所管・調査事項報告
 - （2）都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
 - （3）経済部各課の所管・調査事項報告
 - （4）経済部各課の調査事項検討・意見交換
 - （5）今後の日程について

9 会議の概要

（1）都市建設部各課の所管・調査事項報告

○委員長 本日、傍聴の申し出があったので、許可する。

それでは、次第（1）都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、都市計画課の所管事項報告・調査事項説明に入る。都市計画課長。

○都市計画課長 報告事項1、盛土規制法の進捗について報告する。

宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法とは、令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制できるように宅地造成等規制法を抜本的に改正したもので、令和5年5月に施行された。

令和5年度より群馬県が法に基づく新たな規制区域の指定に向けた調査を行っており、令和6年6月24日付けで規制区域案が示された。

資料の1ページを御覧いただきたい。案では、都市計画区域や建築物が比較的多い地域を宅地造成等工事規制区域に、それ以外を特定盛土規制区域にと、市域の全てがこのどちらかになっている。

これは、規制をかけない区域に違法な盛土が集中することを懸念したもので、群馬県だけでなく全国的な流れとなっているところである。

本市では現在、指定案に対し関係課の意見集約を行っているところであるが、今後はパブリックコメントや市民への周知、関係団体への説明を行い、令和7年5月には規制を開始する予定となっている。

参考追加資料として国土交通省のパンフレットを配付するので、後ほど御覧いただけれ

ばと思う。以上、経過として報告をする。

続いて、2、呑みあるきイベントについて報告する。お配りしてあるマップを御覧いただきたい。

5月の委員会で企画の報告をしたが、7月8日より事業を開始している。事業の目的は来街者に対するサービスの提供と市内経済の活性化を目的としたものであり、沼田商工会議所と連携した事業となっている。内容は、呑みあるきマップの作成と3,000円のチケット販売で、期間は7月8日から9月29日まで。チケットの販売場所は、沼田商工会議所と市街地の4つのホテル。飲食店協力店は、資料のとおり27店舗になる。

市民の方はもちろん、宿泊者にチケットを購入いただき、市街地を飲み歩きしてもらう内容となっている。初めての事業なので委員の皆様も購入・活用いただき、御意見などいただければと思う

続いて、3、殿様パンアイデアコンテストについて報告する。資料2ページを御覧いただきたい。

5月の委員会で企画の報告をしたが、今回の資料は7月2日に開催された校長会での資料を添付している。新ご当地パンの開発については、資料のとおり、小学生、中学生、高校生を対象にアイデアを募集し、入賞された方のアイデアなどを参考にして、市内のパン屋さんなどと共に商品化に向けての検討を進めていきたいと考えている。また、今回のコンテストについては教育委員会が推進している、ふるさと学習ぬまた未来創造学の考え方も踏まえ、夏休み期間中に子どもたちが、地域の歴史、文化、文化財、まちづくりに興味を持つきっかけづくりの題材の1つになるものと考えている。

なお、コンテストの表彰式は11月を予定しており、事業の進捗に合わせ報告する。

都市計画課からの報告は以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。まず報告事項1、盛土規制法について。副委員長。

○副委員長 説明で十分理解はできるが、特に沼田の場合は三峰の盛土の問題があつて、多分これが施行されるのが令和7年になるから三峰は対象にはならないと思うが、そういった現在進行形で、対象とならない盛土に対して、どういう対応をとっていくのか。こういった法律の指定を見据えた対応をとっていくのか、その辺のお考えをお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 この盛土規制法を見ると、土地の保全に関する事項が書かれており、この指定前に行われた盛土についても、安全な状態を維持するように努めなければならない、という法律になっている。それなので、既存のものについても安全を確保する義務が生じてくるかと思う。

○副委員長 分かった。そうすると、今までは開発行為に対する指導を中心でやってきたり、農政がやったり環境がやったり、いろんなことをやっていたが、今後、法の施行前とはいえ、安全確保に向け、都市計画課としても対応していく、指導をしていくという立場になるという理解でよろしいのかどうか確認させていただければと思う。

○都市計画課長 その指導等について、この盛土規制法の事務については、群馬県が行っていくという流れになろうかなと思う。当然、群馬県と市町村が連携しながら、こちらの法律がうまく回るようにやっていくことになると思うが、その部分もほかの庁内の関係課

も含めて、群馬県とも一緒になって指導なりをしていくことになると思う。

○副委員長 分かった。具体的には県が対応していく、指導していくということになる…
…、法律に基づいてなってくるわけであるから、その県との協議というか連携というのが大事になってくるのではないか。であるから、農林なり、農政なり、環境課なり、都市計画課なりが、どういうふうにして県と連携をしながら、安全を確保していくのかということ、これから仕組みをつくっていかないと、情報の提供や県の取組、対応のフィードバックを受けるだとか、そういうやりとりがスムーズにできるような体制づくり、仕組みをつくっていく必要があると思うが、そういったことについて、もう既に県と協議をされているのか、また今後県との協議をされる予定があるのかどうか、お聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 こちらの法律の施行に関して、群馬県から事務の流れというものもいただいて、それで今回のエリアの確認というような流れになっている。今後の事務の流れについてもスケジュールの中には入っていたので、今後そういう連絡は密に進め、施行されるまでには万全な対策をとりたいと考える。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ2、呑みあるきイベントについて質疑あるか。齋藤委員。

○齋藤委員 素敵なアイデアだと思ったが、お聞きしたいのが、これをやる上での狙いというかゴール像。これをやった上で、どんな結果が生まれるとお考えなのか、そちらをお聞きしたい。

○都市計画課長 どんな結果を期待しているかということであるが、説明の中でも目的をお話したが、今、ホテルルートインが開業し、確実に市街地に来る人たちが増えているところもあり、来街者に対するサービスの提供と市内の経済の活性化というところを目的としている。

○齋藤委員 市外から来た方が、沼田市の居酒屋とかをいろいろとはしごしやすくなって、自分が気に入ったお店を見つけやすくなるという、そういう取組という認識でよろしいか。

○都市計画課長 その宿泊者も含めてだが、市民の方も、今まで行っていなかったお店に行ってみようという動機づけであったりとか、そういうものも含まれてくると思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ3、殿様パンアイデアコンテストについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市計画課を終了する。

イ 上下水道経営課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道経営課の所管事項報告・調査事項説明に入る。上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 上下水道経営課の報告事項、第2回沼田市水道料金あり方検討委員会について報告する。

第2回目の水道料金あり方検討委員会では、「水道事業会計のしくみ」、「料金の算定方法」、「料金体系を考えるポイント」についてお話した。第1回と同様、料金の検討というより、料金改定に必要な知識などについての会議となった。

3 ページからの1「水道事業会計のしくみ」を御覧いただきたい。

水道事業会計については、地方公営企業法の適用を受け、企業会計方式を採用している。通常、自治体の一般会計部門では、官公庁方式により予算を重視した方法を採用しており、議決による予算をいかに適正に執行したかという観点重視される。一方、企業会計方式においては、決算重視となっており、予算を適正に執行するのは同じであるが、さらに、利益がどれくらい出たかという観点重視される。もちろん公営企業として公共の福祉を第一の理念としているので、必要以上の利益は求めるべきではないが、将来に負担が必要な老朽化した施設の更新に係る費用の積み立てなどは計画的に行う必要がある。それに伴い、毎年度の営業成績を出し、資産の管理・把握を行う必要があるため、キャッシュ・フロー計算書や貸借対照表を伴う企業会計方式を採用するなどの説明をした。

続いて、6 ページからの2「水道料金の算定方法」を御覧いただきたい。

公益社団法人日本水道協会策定の、水道料金算定要領の内容を参考に、水道料金を具体的にどのように算定するかを説明した。7 ページを御覧いただきたい。料金算定のプロセスとして、まず料金算定期間として、おおむね3年から5年を目安に財政計画を策定する。本市の場合、経営戦略の見直し期間に合わせ令和7年度から11年度の5年間を想定した。

次のページを御覧いただき、総括原価の算定です。料金算定期間内で、将来どれだけ費用がかかるかを計算し、水道料金として回収が必要な額を決定する。ここで基礎となるのが、先ほど申し上げた経営戦略になる。

次のページを御覧いただきたい。料金体系の設定である。口径別や用途別により料金を設定するか、同額単価の均一型にするか、使用料が多くなるごとに単価の上がる、逓増型にするかなど、本市の特性に応じて、どの料金体系がよいかを協議・検討していただくこととなり、以上を踏まえ、最終的に、料金体系を確定していく。この料金体系については、十分協議した上で、8月下旬予定の、第4回のあり方検討委員会で確定できればと考えている。

11 ページを御覧いただきたい。3「基本となる料金体系を考えるポイント」である。

料金体系の指針となる考え方は、水道料金算定要領に基づく。その中で推奨している考えは、基本料金体系は口径別、1立法メートル当たりの使用量である従量料金については単価均一型、基本水量は付与しない、とされているが、これらに沼田市の現状を踏まえ、新しい料金体系を協議していただく事となる。御存じとは思いますが、基本水量というのは、基本料金の中に含まれる使用水量分のことで、本市では、現行の水道料金体系で1か月当たり8立方メートルとなっている。

以上、簡単ではあるが、検討委員会資料の説明である。

なお、委員会の中でいただいた御意見についてであるが、「今後、物価が上がる中で、市民生活が困窮しないような料金体系に変える必要がある。」との御意見があった。また、「下水道料金も同時に値上げになるか。」との意見があったが、こちらに対しては、対象ではない旨を回答している。その他「上水道と簡易水道の格差が沼田市の課題。簡易水道についても、中長期的なロードマップを示していただきたい。」などの意見を賜った。

上下水道経営課の報告事項については、以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。報告事項、第2回沼田市水道料金あり方検討委員会の報告について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 第2回の検討委員会の中では、水道料金の仕組みや会計の仕組みについてが主になったのではないかという気がするが、そういった中で、では今の沼田市の水道料金の体系はこういうふうになっていて、こういう考え方で水道料金が設定をされていると。それで今後それをどういう形にしていくのかということ、8月の委員会に向けて検討していくということになるのだと思うが、現状の水道料金の体系をそのまま移行していくということにはならないということで、新たに検討し直すという理解でよろしいのかどうか。

また、検討委員会の中でも、そういった現行の水道料金の体系を新しい水道料金の体系にしていくのだというようなことについて、何か意見というか議論になったようなことがあれば教えていただければと思う。

○上下水道経営課長 まず料金体系を今後どうするかというような御質疑だったと思うが、そちらも含めてこれから検討委員会で御審議をいただいて、最終的には答申をいただくということになっている。現在その途中の段階である。

それとその料金体系に対しての中間での御意見ということであるが、生活困窮者に対する配慮が必要ではないかという御意見をいただいた。その中で、基本水量や基本料金、従量料金のバランスにより調整は可能だという回答をさせていただき、また、水道料金のパターンで、いろいろ全てが均一に料金改定されるわけではなく、例えばこのぐらゐの料金の場合は何パーセントとか、もうちょっと上の高い料金の部分については、多少負担をしていただくとか、そういうバランスをとることも可能なので、それも含めて審議していただくことになっている。

○副委員長 分かった。これから検討されていくということなので、また何かあったら報告していただきたいと思う。それで今後の水道料金を検討していく、決めていく中で、やはり新しい浄水場を造ることが1つの大きな目的というか課題になっていて、87億円、これをどう賄うかということがあって、水道料金の値上げにつながってくると考えているが、例えば現在の浄水場、それと配水池が国道沿いにあるわけだが、新しい浄水場ができればもうそこはいらないわけであるから、その場所を売って、建設費に充てるなり、当面は借金をするにしても、その借金返しをすることによって、後々の財政負担を下げることができる。それによって水道料金も当初に思っていたよりも安くできるのではないかと思うが、そういうことについて、この料金改定をしていくことについて、何らかの検討がされているのかどうか、あればお聞かせいただければと思う。

○上下水道経営課長 今回、何度も申し上げているとおり、経営戦略というものを策定して10年間の計画をつくって、その中で料金改定が必要だということを示させていただき、それを基に検討委員会を立ち上げた。その10年間の中は、主に浄水場建設が占めている。浄水場を建設した後は、当然今の古い浄水場をどうするかという話になるかと思うが、今回の10年間の計画の、その次の計画の中になるが、やはり新しい浄水場ができないと古い浄水場は当然なくすことはできない。それなので次の料金改定を行う際は、当然この経営戦略というものをまず策定をして、今後どうするかというのを定めないとできない話なので、次の経営戦略を策定する中で、古い浄水場をどうするか、古い浄水場の利活用も含

めて策定していきたいと思う。

○副委員長 分かった。第2回の検討委員会の中でも、物価高騰が進む中で、生活困窮者に配慮する必要があるのではないかという意見が出されたようだが、そういうことから考えれば、いかに水道料金の値上げを抑えていくかということを考えていかななくてはならないと思うので、そういった意味では、現在の浄水場から配水池は、国道に面していて面積的にもそれなりに広いから、売却をするのであれば結構な値段で売れるのではないかと。そういった幾らで売れるか、1億円で売れるか10億円で売れるかいろいろあるにせよ、そういったことをして、水道料金を抑えていくということも検討していく必要があるのではないかと。これからの10年間の経営戦略の次の経営戦略で検討されるということだが、円安がすぐすぐ収まって、物価高騰が落ち着くということにはなかなかないと思うので、そういったものを売却して、活用しながら水道料金を抑えていくような検討もしていく必要があると思うが、くどいようで申し訳ないが、お考えがあればもう一度お聞かせいただければと思う。

○上下水道経営課長 私の言葉が足りなくて申し訳なかったが、次に経営戦略をつくるときは、5年後になる。その5年後の経営戦略の中で10年を見据えて計画をつくることになる。そしてその中で、旧浄水場については、売却を含めた利活用であるか、例えば新エネルギーに関しての事業をやるとか、もしくは、おっしゃったように売却を行うとか、それらを含め、利活用を含めた検討をしていきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で上下水道経営課を終了する。

以上で都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおり実施したいと考えているが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、そのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

(2) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第(2)都市建設部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上お願いします。副委員長。

○副委員長 この前甘楽町に行って景観形成について見てきたので、改めて、これまで沼田市として景観条例の策定なり、景観形成に向けてどういう取組をしてきて、今後、景観条例の策定に向けてどういうふうにしていくのか。特にあの上之町の大正ロマンだとか、石墨の棚田や下川田も棚田の整備が始まって、そういった取組も始まっているので、そういったものも踏まえて、これまでの取組と、これからの景観保護条例の制定についてどういうふうに考えているのかということを書いてみたいと思う。

○委員長 甘楽町ほどでなくてもいいと思うが、ある程度統一性を持たせないと。看板の話もある。

○副委員長 ゆるやかな和なんて言って……。

○委員長 せめて川場村くらいの感じであればいいが。

○副委員長 せっかく大正ロマンもできたのだし。

○委員長 ほかに。

委員会として今後とも研究・検討を進めていって、何か委員会として提言できれば。そういうことを上げていくか。

○相澤委員 できればその景観行政団体への登録というか。

○委員長 正式に委員会として提言書をまとめて市長に提出するとか。

もう1か所ぐらい、秋ぐらいに見た上で、構成替えの前にまとめて、このメンバーとして出せればいいかなと思う。

来月の委員会、この1か月ぐらいちょっと考えて調べてもらって、もう1か所行きたいところを決めて、行ってきて、構成替え前に提言書を委員会として出す。そういった流れでよいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○相澤委員 甘楽町の場合は風致地区になっているから予算も取りやすいし、押し進めやすかったのだと思う。だから風致地区じゃないところで景観条例をつくるときは、スタートアップをどうやっているのかというところが気になる。

○野村委員 川越なんかは景観条例をやっていないか。

○委員長 川越はやっているのではないか。やっている。

風致地区の認定になっていなくて景観条例を制定しているところをみればいいということであろう。

○副委員長 川越だとか、安曇野なんかだと農村風景で、松本も城のところが昔の城下町ふうに大分整備されている。安曇野と松本は隣りだから、日帰りで2つ見ることも可能である。ちょっと安曇野と松本は調べてみる。

○委員長 景観についてはこのくらいで。そのほかに何かないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

（事務局確認）

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくので、よろしくお願いします。

以上で都市建設部の調査事項の検討と意見交換を終了する。

それでは準備のため休憩する。

午後2：19～2：13

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

（3）経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第（3）経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、農林課の所管に係る事項について報告及び説明願う。農林課長。

○農林課長 それでは農林課の調査事項について報告させていただきます。

資料２ページを御覧いただきたい。資料は６月末現在の数字を記載している。

市街地における熊やイノシシの出没状況と対策についてであるが、まず出没状況を報告する。出没状況については、市民等から寄せられた通報をもとに、ホッとメールぬまたで情報発信している。市街地における熊の出没は５件、イノシシが１件である。特に６月上旬から榛名坂周辺で出没を繰り返していた熊は、捕獲できず苦慮していたが、７月２日、ようやく捕獲した。参考までに、市街地以外での出没状況は、熊が４１件、イノシシが１４件である。

次に対策についてであるが、基本的には捕獲することで準備を進めるが、すぐに捕獲できるわけではないので、被害対策の一環として資料記載の内容にて対策を講じている。

１つ目は、ホッとメールぬまたにより、速報で情報発信するが、その情報は市民等から寄せられた情報をもとに発信している。今年度は特に市街地での出没が相次いだため、沼田市公式のＳＮＳを活用し、ホッとメールぬまたで配信していることの周知、また、ホッとメールぬまたの配信に加え、熊の出没位置が地図上で確認できるように、市のホームページ、トップページのバナーより「群馬県クマ出没マップ」を閲覧できるようにした。この出没マップは、群馬県全体の熊出没情報になるが、沼田管内については沼田市有害鳥獣対策センターが現地確認を行い、出没場所を特定し、その情報を沼田市有害鳥獣対策センターが出没マップに入力する流れとなるので、より正確な出没位置が地図上で閲覧できる。

２つ目は、出没場所が居住地により近い場合であるが、出没地周辺のお宅を訪問し、注意を呼びかけ、出没地周辺の通行者に対しては熊出没注意の看板などを設置し、注意喚起を行っている。

３つ目は、出没場所が通学路に近い場合であるが、教育委員会に報告し、学校関係の連絡網により注意喚起していただいている。

４つ目は、出没した関係地域に対してであるが、例えば榛名町であると区長さんと相談し回覧板等によりさらなる注意喚起を行っている。

５つ目は、対策というよりは現地的対応になるが、春先の熊は成獣と幼獣で行動が異なる。通常は餌場がなければ一般的に通り過ぎてしまうが、餌場を見つけた場合は滞在することがある。基本的には熊の行動を見極められるわけではないので、捕獲許可の手続きを行い、猟友会にお願いし、捕獲檻を設置している。

その他であるが、今回の榛名坂周辺の出没については、センサーカメラを２台設置し獣道付近の監視を行ってきた。さらに警察でもパトロールを行っていた。

最後になるが、参考に今年度の捕獲許可申請件数を申し上げると、熊が２０件、これは６月末になるが、イノシシが１件となっている。熊は必要に応じて申請手続きを行うが、イノシシについては猟期の前日、１１月１４日までの期間で捕獲許可を受けている。

農林課からは以上である。よろしく願います。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。

まず調査事項、市街地における熊やイノシシの出没状況と対策について質疑はあるか。
副委員長。

○副委員長 例年にない熊の出没で、農林課も大変だと思うので、様々な取組で対応されてきているので、幸いにして、沼田ではまだ人的被害等は出ていないのでよかったと思うが、例えば、やっぺいらっしゃるのであればやっていると言っていたら結構だが、熊が出没をしたような場所に、熊が出て熊注意の看板を設置する。例えば榛名坂の近くに住んでいない人がそこを通ったときに、この辺に熊が出たのだな、では注意をしなくては、というのが分かるような、そういう熊出没注意というような看板の設置がされていたのかどうか。沼田公園には熊出没注意という看板が、もっと大きくしてもよかったのではないかと思うが、小さいのが下がってはいたが、そういうその場所を全く知らない人がその場所を訪れたときに、そういうことがあったのかということが一目で分かるような看板の設置はされたのか。

○農林課長 注意喚起に伴う看板の設置ということであるが、基本的には市街地周辺に近いところは主体的に設置をさせていただき、この榛名坂周辺に関しては5か所ほど設置している。この河岸段丘というところで、寺久保坂を下った辺りであろうか。その辺までの区間で山林に近いところの出没場所に関して、全部で15基、看板を設置して対応に当たっていた。

○副委員長 分かった。それと、市街地で銃を使うことについて規制を緩和することを国も検討を始めているみたいなのであるが、市街地で銃を使うのはいかがなものかなというふうに私は個人的には思っているが、そういった銃の規制の緩和、市街地で銃を撃ってもいい、みたいなそういうことについて、国や県からの情報提供があったのか、またそれについて、農林課の中で何らかの検討や対策というか、されているのであれば教えていただければと思う。

○農林課長 環境省でこの銃を使用する関係、有害鳥獣捕獲ということで定めており、銃の使用については警察の銃刀法等でいろいろ規制をしているわけなのであるが、今回改正に向けて環境省で行っている内容というものは、基本的には警察の意思に反する形で、あくまで猟銃を使用するということで、それは人畜に被害が緊急に伴う場合ということで法改正を進めている。そして基本的には当然、県関係者であるとかいろいろな地域関係者、警察官も含めて、立会いの下で実施する方向でルール決めをしていこうと。基本的には決まっていらないが、撃つ方向に関しても、仮に市街地で住宅がすぐ近所にあるという場合については、地面に向けて撃つような方向で検討していこうということで、確実に安全確保ができることを前提に使用することができるよう、今見直しを進めているようである。ただ、まだ決まっていないので、情報は一応そのような形で、緊急時には使えるように段取りができるようにということで、手続を進めているようである。

○委員長 ほかに。木内委員。

○木内委員 捕獲許可申請件数について、それぞれの数字が出ているが、これは申請だけで捕獲されたわけではないのかということをお聞きしたいのと、もう1点、近年市街地の近くに出没が目立つようになっていることは感じていると思うが、なぜそのような状況になったかという調査であるとかを行っていくのか、または調査を行った上で、どのような対策をしていくのかをお聞かせいただければと思う。

○農林課長 まず捕獲数ということであるが、7月に入ってから捕獲、熊の関係なのであるが、6月末現在で22頭、熊を捕獲している。

次に出没の調査であるか。いろいろな事情で熊が出てくるわけだが、基本的には群馬県は熊の生息地であるので、当然、春は繁殖であったり子育て場所探しということで、南下してくるケースが多く見受けられる。今回、今年は特に多いかとは思っているが、山の環境が変わっている部分があるかと思うが、具体的な内容についてはこれから、管理計画を県の考え方を中心に調整していくような形で今後、熊の保護管理の在り方についていろいろ詰めていくようになると思う。現時点ではまだ、このような方向で調査をしているということはまだ来ていないので、よろしくお願いします。

それと今回親子の熊が多いこともあり、親子3頭を1回で捕獲しているようなケースもある。仮に親だけ捕獲にあった場合に関しては、当然、子供も通常は大体3歳か4歳ぐらいまでは親が子供を引くと言われているが、右も左も分からない小さい子供の熊が親から離れてしまうと、どうしていいか分からないということも場合によってはあるということで、例えば今回出没した榛名坂周辺のクマに関しては小熊だったが、2歳ぐらいということで、どういう事情で親とはぐれたかということまでは分からないが、その辺が現状多く見受けられるということで、各地域で小熊の出没も含めて、多くあるように感じている。

○木内委員 そういった事情に伴って、当然市街地で目立ってくるということは今までそんなに多くなかったかと思うが、できれば住み分けというか、山のほうに暮らしていただきたい獣だと思うので、そういったことで当然、農村地帯だとか中山間地帯だとか、そういった農家をやっている方が中心にいらっしゃる地域に、そちらでとどめてもらう方法があるかと思うが、それについて何か助成をしていただけるお考えはあるか。

○農林課長 山に生息しているので、当然山にとどまってもらえれば一番いいと思うが、餌の確保ができないケースであるとか、そもそも生まれた場所が人里に近いほうである場合に関しては、そちらで生息する確率が増えたりということで、熊が生まれてから最期に至るまでの細かいところというのは踏まえてはいないが、事情が以前とは変わってきているところがあるというのと、あとは山の作物で、どんぐりであるとか、そういうものが不作であったりすると、春先の餌が取れなかったりということで、南下してくるケースは多くあるようだが、その辺の細かい部分については、これから管理計画を組み立てていくと思うので、その中で現状の山の中も見ながら、検討、タイアップして、今後の考え方を煮詰めていくような形になろうかと思う。

○木内委員 当然人的被害もそうなのであるが、農作物も守っていかなければならないと思うので、引き続き調査なり研究、そういった対応をしていただければと思う。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 1点だけ教えていただきたいのだが、猟友会について、大分高齢化していて会員の人手不足が心配なのであるが、その辺のところはどうなっているのか。

○農林課長 これはもう猟友会に限らず、後継者が不足しているという現実があるわけであるが、猟友会に関しては、猟友会員の中で勧誘をしているような現状がある。できるだけ猟友会に入れるようにということで、免許を取るための補助金なども用意して今後拡充を図っていきたいということで進めてはいる。

○野村委員 猟銃とわなの関係だが、猟友会に入るためには、わなの免許と猟銃の免許と

両方が必要になるのか。

○農林課長 猟銃だけでもわなだけでも、猟友会に入るとは可能である。ただ、猟友会になぜ入るかというところに関して、いろいろな手続、狩猟免許の更新であるとか、狩猟者の登録であるとかいうことを行う場合については、猟友会を通して事務の連絡準備等があるので、入っていたほうがよりスムーズに手続が進められるということで、勧誘をお願いしている。

○委員長 ほかに。農林課長

○農林課長 資料を今日お手元に配らせていただいているが、本日の追加資料になる。申し訳ない。

農業を取り巻く環境について、人口減少や後継者不足等、昔とは違う現実直面しているということで、今回配付の資料であるが、未来の農業を考えるための地域計画策定に伴う座談会の案内になる。

開催日程は記載のとおりであるが、7月16日火曜日に各区長さんへ回覧の依頼を予定している。よろしくお願いします。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

イ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、観光交流課の所管事項報告・調査事項説明に入る。観光交流課長。

○観光交流課長 それでは観光交流課の所管する事項について報告させていただく。

報告事項1の、新宿の森・沼田自然体験ツアーについてである。平成22年3月6日に新宿区との間で調印した、地球環境保全のための連携に関する協定に基づき、森林の保護、育成を通じた自然とのふれあいや環境学習の場として、高平公益社が所有する森林の整備を新宿区が行うこととし、白沢町内の各種団体の協力を得て下草刈り及び交流会を実施してきたものであるが、今年も7月20日、土曜日に白沢町高平地内の新宿の森及び道の駅白沢にて開催すべく、現在準備を進めている。

当日は新宿区から約70名の区民が訪れ、新宿の森での下草刈りと白沢町内の関係団体の皆さんとの交流会を行う予定である。

また、今回も尾瀬高校の生徒の皆さんによる同校の紹介や事例発表といった自然学習を行う予定である。

本イベントには白沢町の地元議員である山宮委員長と戸部議員に出席いただくことになっている。

報告事項は以上となる。

次に、観光交流課に通告のあった、市内におけるインバウンドの状況について、アニメ「菜なれ花なれ」の放送開始に伴う観光協会等関係機関との連携や取組についてであるが、まず、1の市内におけるインバウンド客数の状況について御説明する。

本市へ訪れる訪日外国人観光客の入り込み状況は、資料のとおりとなっている。令和2年度においては291人、令和3年度が342人、令和4年度については522人となっ

ている。なお、地域別では台湾・韓国といったアジア圏の方々が約75%となっている。また、今申し上げた人数は、老神温泉に宿泊されたお客様のみのものであり、各観光地を訪れた日帰りのお客様についてはカウントされていない。

次に、取組の状況についてであるが、沼田市及び沼田市観光協会が取組を行っている事業については下記のとおりである。

まず、雪んこりんごモニターツアーを令和5年4月8日に実施し、バス1台39名の方々が参加している。国別では、台湾、マレーシア、中国からとなっている。

次に、天狗みこし担ぎ手体験モニターツアーを令和5年8月5日に実施。こちらへはバス1台29名の方々に参加をいただいた。こちらについては、全てウクライナの方となっている。

このほか、ツアーとして組んだものではないが、台湾からのお客様10名が、みなかみ町を通じて天狗みこし渡御に参加いただいた。

次に、観光庁事業として「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」というものがあり、こちらは、訪日外国人に対して分かりやすく魅力的な解説文を、英語のネイティブライターといった専門人材が作成する事業で、迦葉山、南郷の曲屋、大蛇みこし、玉原高原といった観光地や施設において、解説文を作成する予定となっている。

また、こちらには記載がないが、産業振興課が海外販路開拓事業として行っている事業として、昨年8月に「食の多様化セミナー」を開催した。こちらはビーガンやハラール食に対応したメニューや、それら食品の試食を市内宿泊事業者や飲食業者を対象に行った。

このほか、同じく海外販路開拓事業で、訪日台湾人視点でのプランとして「りんご尽くしの宿泊プラン」を造成している。

次に、2のアニメ「菜なれ花なれ」の放送開始に伴う観光協会等関係機関との連携や取組についてであるが、まず、沼田市観光協会等との連携についてであるが、先週7月7日の日曜日、23時45分から放送開始となったTVアニメ「菜なれ花なれ」に関する各種施策については、本市から沼田市観光協会に委託している観光宣伝事業、また、協会の自主財源を活用して実施または実施を予定している。本市においても、協会と連携をとりつつ各種PR事業の推進を行っている。

次に、施策の実施についてであるが、アニメの放送開始に併せて、下記のような取組を実施、もしくは実施予定である。

まず、明日、7月13日の土曜日、利根沼田文化会館小ホールにおいて「TVアニメ『菜なれ花なれ』特別上映会&キャストトークショーin沼田」を開催する。こちらでは第1話から第3話までの先行上映とともに、主要メンバー6名のうち、美空かなた役の中川梨花さん、杏那アヴェイロ役の武田羅梨沙多胡さんのお二人のキャストの方をお招きしてのトークショーを行う。

このほかの取組として、本市オリジナルイラストの作成や、主要キャラクター6名の等身大パネルの設置、聖地巡礼マップの作成、ロケトーン、これはいわゆる聖地をアニメキャラクターの声とともに散策できるアプリである。

また、沼田公園内の観光案内所において、7月13日以降、オリジナルグッズを販売する予定である。品目としては、アクリルスタンド、タペストリー、キーホルダー、ステッカーなどとなっている。

今申し上げたような施策を実施し、聖地巡礼の地として集客増及び経済的な効果が上がるよう、沼田市観光協会など関係機関・団体や事業所と連携を図りつつ進めてまいりたいと考えている。

以上、観光交流課からの報告事項及び調査事項の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長 報告及び説明が終了した。内容について順次質疑を行う。まず報告事項、新宿の森・沼田自然体験ツアーについて質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ調査事項、市内におけるインバウンドの状況について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 全国的に大型バスから、ハイエースだとかレンタカーだとか、そういった小型の旅行客が増えているような傾向にあるという話を聞いたことがあるが、実際沼田市内だと、今調査されたのが老神温泉の宿泊者ということだが、これについても大型バスの方が多いのか、それとも小型バスでの少人数客での利用が多いのかとか、その辺が分かれば教えていただきたい。

○観光交流課長 いわゆる団体という数はそれほど多くないようである。バス利用かそうでないかというところまではこちらでも把握していないので、どういう傾向にあるのかというのは観光協会なり、確認は必要であればしていきたいというふうに考えている。

○相澤委員 大型バスで行けるところとなると市内だと限られてくるのかなと思うが、1団体の少人数化がされることによって、今まで大型バスが寄らなかったところにもお客さんが行くようになるかと思うので、その辺も合わせて今後の戦略というものを考えていただけると幸いかなと思うので、検討のほど、引き続きよろしくお願いします。それともう1点、私が日中友好協会と日台友好協会のメンバーの方からお伺いした内容だが、例えば沼田市の場合だと、情報発信するときに、サイトだとかパンフレットだとかを見ても、中国語表記がないと。日本語表記と英語表記はあるが、中国語表記がないというお話を伺い、全国的に国交省の資料などを見ても中国人と台湾人が日本に来る人数は、絶対数でいうとかなり多いのかなと思う。それなので、その中国語圏の方々に対して、中国語圏以外もそうなのであるが、日本語圏、英語圏以外の他の言語を使う方々への対応であるか、市内の例えば観光地に置いてある立て看板だとか、あとは市内のそういった表記、またインターネット上のサイトの言語、こういったものを今後何か追加していく考えがあるのかどうかをお聞かせいただきたい。

○観光交流課長 英語以外の表記ということで、観光交流課で作っているパンフレット、いわゆる紙版では、簡体字、それと繁体字で用意されているものもある。ただいわゆるウェブ版のホームページ、沼田市のほうはおそらく対応していないのではないかと。観光協会のページであれば一部、全部対応になっているかどうかは分からないが、対応されているページはあったかと思う。

それと案内板であるとかそちらの表記についてになるが、先ほど取組の状況といった中で、今年度、令和6年度に観光庁の事業で多言語解説整備支援事業というのがある。そちらの中で、例えば迦葉山、曲屋、そういったいわゆる日本人が訳した英語、内容ではなく、外国人目線で外国人が訳した解説文みたいなものを作っていただけるということになって

いるので、なかったところについたり、今まであったところも、より分かりやすい解説文にしていくことは今年度考えているので、まだ、取りかかってはいないが、今先生を依頼したりとかそういう段階である。そういったところで今、相澤委員がおっしゃったような観点も含めて、取り込めるような形で考えていきたいと思う。

○相澤委員 そういった多言語整備の事業をこれから検討していただいているということなので、大変嬉しく思う。そういったものが少しでも整備されることによって、実際に海外の方がこちらにお越しになった際に、歓迎されている雰囲気というのを感じられるというような話も伺っている。単純に分かりやすいというだけでなく、このまちは外国人を歓迎しているのだというムードづくりにも非常に役立つものかなと思うので、引き続き検討をよろしくお願いします。

○委員長 ほかに。木内委員。

○木内委員 インバウンドの客数の状況について説明があったが、先ほど説明があったように、この人数の数字というのが老神の宿泊客のものであるということだが、今後外国の方々に多く訪れていただくために、それぞれの観光地であるとか事業所は、何かデータに基づいた戦略を立てていかなければならないと思うのである。そんな中でより具体的にその把握をしていくことが大切になるかと思うが、その点について何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

○観光交流課長 ただいまの質疑に関して、1回目というか、調査事項の報告の中で数百人程度しか来ていないような数値、これは老神にお泊まりになった方を宿の方がカウントしているというか、聞き取りなりでつかんだ数値ということで、大分少ないように感じる。実際日帰りのお客様などは、取るすが現状ないのである。いろいろ携帯電話機だとかそういった情報などを基にして取るような方法なども考えられるが、一定程度のお金も当然必要になってくるし、どういった方法でやればいいのかというのも検討していかなければならないとは考えている。まずは、という言い方はおかしいが、観光地であったりそういう観光施設など、どのくらい事業所の方が聞き取りなり調査ができるかということも、今のところ難しいことであろうかと思うが、そういったところで、各事業所などで取れるのであれば、そういったものも今後の事業を進める上での参考にはしていきたいというふうには思っているし、なかなかしゃべる機会でもなければ、どこの国なのか、アジアの方なんて、まして分かりにくいような部分もあると思うが、そういった各事業所であるとか、市内の例えば老神以外の宿泊事業所などにもこういった調査が取れないかというのも、相手があることなので今お返事はできないが、そういったことをお願いしていくのも手なのかなというふうに考えている。

これだけの数字ということは当然ないと思っているし、吹割の滝などではアジア圏の外国の方が多く歩いていらっしゃるのも当然承知しているので、それなりの人数、一定程度のお客様というのはいらっしゃるのだと思うが、なかなか調査をするすがちょっと……、検討していかなければならないかなと思っている。

○木内委員 そうしたら大変御苦労がかかってしまうかと思うが、他の自治体ではもしかするとこういったことを把握するノウハウを持っているところがあるかもしれないので、そういったところを調べていただいたり、また制度の、なるべく参考になるような数字が見込まれる集計の方法も検討していただけたらと思うが、よろしくお願いします。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ調査事項、アニメ「菜なれ花なれ」の放送開始に伴う観光協会等関係機関との連携や取組について質疑はあるか。齋藤委員。

○齋藤委員 こちらの施策の実施についてなのであるが、もう既にやっているものがあるのか。また、これらはいつやるのかについてお聞きしたいと思う。それはアニメの放送期間中に何をやろうとしていて、その放送が終わった後、どんなことをやろうとしているのか。その辺のことを、分かっていることがあったら教えていただければと思う。

○観光交流課長 齋藤委員の御質疑であるが、こちらに今書かせていただいているもののほとんどが13日の上映会の日と同じくして実施する予定である。オリジナルグッズの販売のところで、この中のどれかというのを失念しているが、完成次第というか、7月下旬発売予定とか、そういうような、協会のホームページにも記載があったので、全部が全部一斉に発売とか一斉に実施ということではなく、準備ができたものから。ここに書いてあるものはほとんど明日から実施する予定になっている。

○齋藤委員 こうした実施していることを市民に伝えることも大事なのかなというふうに思っているが、市民への広報等についてどんなことをやろうと思っているのか教えていただければと思う。

○観光交流課長 アニメの関係については、沼田のフィルムコミッションである観光協会が事業実施をしており、観光交流課も当然、職員も一緒に動いて、まず明日のために準備等、今バタバタしているところなのだが、市民への周知ということで、現状、なかなかポスターであるとかチラシであるとか、DMMのほうから来る枚数が限られているものであるから、くださいと言って全ての方に、例えばチラシなりポスターなりを渡せるほどの数量が、正直来ていない。またポスターを貼れる場所というのも指定されているのである。何か所何枚という形で来ているものであるから、例えば沼田まつりのポスターを家に貼りたいのだけれど、というように、はいお願いします、というふうに渡せるだけのまず数がないということがあるので、現状、オフィシャルの部分で動いているのは観光協会のホームページで特設ページを開設して、そちらでオーケーが出た情報を順次流しているというような形になる。沼田市のホームページの観光のページには出ていないのである。観光協会のほうにその辺のPRをお願いしているということになっている。

○齋藤委員 自分は第1話を見たら、結構沼田市のところが結構出ていたのだが、例えば高崎とか前橋とかも出るみたいな話も小耳に挟んだが、そうしたほかの地域との連携とかで、何か考えていることがあれば教えていただければと思う。

○観光交流課長 ほかとタイアップしてのイベントというのは現状、特にない。先ほど前橋と高崎のお話をいただいたが、前橋・高崎・沼田が主要な舞台となる地域ということで今沼田市に来ているPR用のポスターというのは、吹割の滝をバックにしたポスターが来ている。前橋については赤城神社を背景にしているポスター。それと高崎については商店街であるか、アーケードの中でのポスターと、観音山で観音様をバックにしたポスターと2種類あるが、明日の特別上映会の中では、高崎・前橋からもポスターをいただいたので、沼田市以外の地域のポスターの展示もしようかとは考えている。沼田のものを向こうに貼ってもらうというようなことも当然考えているが、現状、タイアップしたイベントという

のではない状況である。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 以前の委員会でも申し上げたかと思うが、アニメを使っのまちおこしということで、継続事業としてやっていくことが1つのポイントになるのかなということを私がお伝えさせていただいたことがあったかと思うが、自主財源を活用して実施予定の事業があるということで、これらを長いスパンで見たときに継続していく事業というのを検討しているのかどうなのか教えていただければと思う。

○観光交流課長 資料の中で、本市から観光協会に、観光宣伝事業、そちらの委託事業でお願いしている部分、この中でまず菜なれ花なれのアニメのイベントというか、施策のほうを実施していただくということで、今委託料の中から動いている部分がある。これは協会の事業として動いているものである。それと本市からの委託料のほかに、観光協会が独自の財源を用いて実施している事業ということがある。いろいろ契約の話があって、沼田市観光協会とDMMでの契約ということになっているので、その契約の後、来年度までやる事業というのは、固まっている部分があるので、次年度以降の進め方ということになるとまた新たな契約というか、そういったものも検討していく必要があるのかと。ただ次年度以降何を、こういうことをやっていくというものは現状まだ持ち合わせていないが、前回、前々回の委員会の中でも相澤委員がおっしゃっていたとおり、地域に根付いたアニメというか、市民から愛されるようなというか、そういうようなものにしていくためには、引き続きこれを題材にしたPRというか、観光施策みたいなものは必要だと考えている。

○相澤委員 契約を今年度までは沼田市観光協会のほうで沼田市内の事業というのを行うような流れになっているかと思うが、来年度以降からは、民間企業だとかと協力し合いながら事業を継続化していくというのがすごく大切なことになるかなと思うので、そちらも御一考していただければと思うので、引き続き検討のほどよろしく願います。私からは以上である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。事務局

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに行いたいと考えているが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

(4) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第(4)経済部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、願います。野村委員。

○野村委員 インバウンドの関係なのだが、ルートインの宿泊客のニーズは分からないか。聞けないか。出ているのが老神温泉だけではないか。老神温泉よりむしろルートインのほうが来ているのではないかという気がする。

○委員長 この前、入れ込み数なんかも教えてもらえないみたいな話であった。

○野村委員 それともう1つ、取組の状況についての中で、天狗みこしの担ぎ手で、ウクライナから去年29人来ている。今年はどういうふうに考えているのか。

○委員長 その辺はなかったが、次回では沼田まつりが終わってしまう。

○副委員長 沼田まつりの結果についてということ。

○委員長 全体で聞いて、それで質疑すればいい。

○野村委員 そうである。結果について。

○副委員長 天狗みこしに何人くらい担ぎ手が出たとか。

○委員長 9日に出せるかどうかは分からないが。言って、その中で細かいことを質疑して。

○副委員長 3日間で何人来たとか、天狗みこしの担ぎ手が何人くらいいたとか。そういう沼田まつりについて聞いてもらって。

○委員長 ほかに。

○相澤委員 インバウンドの対応というのは、もう少し意見を出してもいいかもしれないと思う。

○木内委員 調査というか、要望とか提案になってくと思う。

○野村委員 なかなかインバウンドで外国から観光に来るといっても、沼田ではそこまでの観光の名所はないから。吹割の滝くらいであろう。ただやはりこういう催し物をすることが大事なのではないか。雪んこりんごとか、サクランボの時期に人を呼ぶとか。そういう企画が大事なのではないか。浅草みたいに黙っていても、もうこれ以上来てもらいたくないというほど、インバウンドが来てどうしようもないと困っているのだが、そういう場所ではないのだから、そういういい企画を立てて、インバウンドの人に来てもらうことを考えてもいいのではないか。

○相澤委員 インバウンドはかなり増えているので、東京・大阪・名古屋・京都は飽きたという人が多くて、もっとディープな日本みたいなものを知りたいという観光客の方が増えていると聞いており、ここは空港からもそんなに何時間もかかる場所ではないので、高速道路があるので、そういった意味でも、日本のディープさみたいなものを伝えられれば、客は来るとい外国からの意見もいただき、そういったところで何か対応できることはないのかなと思う。

○野村委員 石墨のホテルも期間は限られてしまうが、ほかのところを回って、夕方薄暗くなる頃、バスでちょっと寄ってもらって見てもらってもいいし。何かやはり、企画である。

○委員長 調査事項とすると……。

○相澤委員 調査事項ではない。

○委員長 調査事項ということではなく、意見交換ということで。では、ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようであれば、調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りい

ただきたい。事務局。

(事務局確認)

○委員長 ほかに。委員の皆さんから何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいか。なければそのようにさせていただくのでよろしくお願いします。

以上で経済部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 それでは(5)今後の日程について事務局より日程案説明を行う。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ほかに、何か皆さんからあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいか。なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。